

改正著作権法第 47 条の 5 第 1 項第 3 号の規定により 政令で定める行為（サービス）のニーズ募集について

著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）による改正後の著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。以下「新法」という。）第 47 条の 5 第 1 項においては、権利制限の対象となる行為（サービス）として、第 1 号で「所在検索サービス」、第 2 号で「情報解析サービス」を規定しつつ、第 3 号では、これらのほか一定の要件を満たす行為を政令で定めることができることとなっている。

文化庁では、この政令の制定の検討に当たっての参考とするため、平成 30 年 7 月 11 日（水）～8 月 10 日（金）の間、ホームページを通じて幅広くニーズの募集を行ったところ、6 団体から計 22 件のニーズが寄せられた。

本小委員会においては、これらのニーズが同条に規定される要件等を満たすものかどうかについて、法制的な観点から御審議いただきたい。

（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）

第四十七条の五 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによって著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従って行う者に限る。）は、公衆への提供又は提示（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）が行われた著作物（以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供提示著作物」という。）（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。）を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであること（国外で行われた公衆への提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 電子計算機を用いて、検索により求める情報（以下この号において「検索情報」という。）が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。

二 電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。

三 前二号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの

2 前項各号に掲げる行為の準備を行う者（当該行為の準備のための情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る。）は、公衆提供提示著作物について、同項の規定による軽微利用の準備のために必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。）を行い、又はその複製物による頒布を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は頒布の部数及び当該複製、公衆送信又は頒布の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

【(1) 新法 47 条の 5 の趣旨】

新法第 47 条の 5 では、電子計算機による情報処理により新たな知見又は情報を提供することには大きな社会的意義が認められる一方で、著作物の利用の程度を軽微なものにとどめれば、基本的に著作権者が当該著作物を通じて対価の獲得を期待している原作品の販売市場等に影響を与えず、ライセンス使用料に係る不利益の度合も小さなものにとどまること等を踏まえ、社会的意義のある新たな知見又は情報を提供するという目的を達成するために必要な著作物の利用について、一定の要件の下、権利制限の対象とすることとされている。

【(2) 同条第 1 項柱書に規定される要件 (前提)】

新法第 47 条の 5 第 1 項第 3 号の規定により政令を制定するに当たっては、前提として、その対象行為 (サービス) が、同項に規定する以下の要件を満たし得るものであることが必要となる (法律上の要件を充足する見込みのない行為 (サービス) を政令で定めることはできないため)。

- ① 各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度で著作物を利用すること
- ② 各号に掲げる行為に付随して著作物を利用すること (※ 1)
- ③ 著作物等の軽微な利用であること (※ 2)
- ④ 権利者の利益を不当に害するものでないこと

(※ 1) 「各号に掲げる行為 (情報処理の結果の提供)」 (例: インターネット情報検索サービスでは、URL (非著作物) の提供) と「著作物の利用」 (例: インターネット情報検索サービスでは、スニペットやサムネイル (著作物) の提供) を区分して捉えた上で、前者が主たるもの、後者が従たるものという位置づけであることが求められる。このため、当該行為が著作物そのものの提供である場合には、当該行為と著作物の利用が一体化しており、当該行為に「付随して」著作物を利用するものとは評価できないと考えられる。

(※ 2) 権利制限の対象となる著作物の利用態様は、その利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度等の外形的な要素に照らして軽微であることが求められる。

【(3) 同条第 1 項第 3 号に規定される要件】

上記要件を充足し得ることを前提として、さらに、新法第 47 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する以下の要件を満たす行為 (サービス) であることが求められる。

- ① 所在検索サービス (第 1 号) や情報解析サービス (第 2 号) の定義に当てはまらないものであること
- ② 電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であること
- ③ 国民生活の利便性の向上に寄与するものであること